

平成 22 年 12 月 14 日（火）

於・特許庁 16 階特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会

第 12 回意匠制度小委員会

議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成22年12月14日（火）10：00～12：00
2. 場 所： 特許庁特別会議室（特許庁庁舎16F北側）
3. 出席委員： 大淵委員長、稲岡委員、琴寄委員、高部委員、茶園委員、能川委員、橋田委員、
平野委員、牧野委員、水谷委員、柳生委員
4. 議 題： 開会
検討の背景について
特許法改正検討項目の意匠法への波及等について
閉会

開 会

○大淵委員長 おはようございます。まだいらっしゃらない方もおられますけれども、定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第12回意匠制度小委員会を開催いたします。本日は、御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

それでは、最初に、前回以降新たに本小委員会の委員になられた方々について事務局から御紹介をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、新たに本小委員会に就任されました委員の方々を御紹介いたします。

初めに、日本弁理士会副会長、稲岡耕作委員。

○稲岡委員 稲岡でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田審議室長 株式会社レーベン販売代表取締役、高部篤委員。

○高部委員 高部です。よろしくお願いいたします。

○鎌田審議室長 一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会部会長、日産自動車株式会社知的財産部主管、能川勝男委員。

○能川委員 能川でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田審議室長 芝浦工業大学デザイン工学部デザイン工学科教授、橋田規子委員におかれましては、新しく就任されましたけれども、交通機関の関係で遅れて来られるという御連絡がありました。

次に、日本知的財産協会常務理事、味の素株式会社理事知的財産部長、柳生一史委員。

○柳生委員 柳生でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田審議室長 以上の方々でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

なお、本日は、下川委員が御都合により御欠席と承っております。

岩井特許庁長官挨拶

○大渕委員長 それでは、意匠制度小委員会の開催に当たりまして、岩井特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○岩井特許庁長官 おようございます。特許庁長官、岩井でございます。着席させていただきまして御挨拶をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私、この8月に特許庁長官を拝命いたしまして初めて意匠制度小委員会に出席させていただきますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本年は我が国におきまして、産業財産権制度が確立して125周年ということで、10月には天皇皇后両陛下をお迎えして記念の式典を行わせていただくなど、大変記念すべき年に当たっております。

もちろんこの間、産業財産権をめぐるいろいろな状況は変わってきているわけですが、私ども特許庁といたしましては、産業財産権の保護・活用を時代の変化に対応しながら着実に制度の整備を図ってまいったつもりでございます。

しかしながら、現下の知的財産権をめぐる情勢を見ますと、経済のグローバル化が真に進展しておりまして、オープン・イノベーションの進展といったことを背景として状況は大きく変化しておりますので、こうした変化を踏まえまして、特許の分野におきましてどのような制度が望ましいのかという観点で産業構造審議会知的財産政策部会の下に設置されております特許制度小委員会におきまして、本年4月から精力的に制度の見直しについて御審議いただいております。この検討がある程度進みまして、特許制度の見直しについて議論がまとまってまいりましたので、そうした議論を意匠の世界においてどのように反映させていくべきであろうかということにつきまして御審議をいただきたいというのが今回お集まりいただきました1つの大きな論点でございます。もちろんそうした特許の議論との関連以外にも、そもそも意匠の保護・活用政策はどうあるべきかということについてもいろいろな議論が必要だろうと思います。

今申し上げましたように、こうした財産権の保護についての関心の高まりがある一方で、現時点で見ますと、出願件数が減少傾向にあるということがございます。その背景にどのようなことがあるのか。仮に制度の改善がそのようなことから必要になっていることとであれば、そうしたことも含めて今後皆様方の御意見を賜りながら十分な検討が必要になってくるのだろうと思います。

いずれにいたしましても、使いやすく、かつ、きちんと保護がされるような意匠制度、あるいはデザイン創作活動そのものが活性化し、この国の経済活動に結びついていくような努力を引き続きやっていきたいと思っておりますので、どうぞ忌憚のない御意見をいただきながら、小委員会の活動に御助力いただきますことを改めてお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○大淵委員長 御挨拶をありがとうございました。

それでは、本日の議題について御紹介させていただきます。

本日の議事次第の3、4のところではありますが、本日の議題は、1、「検討の背景について」、2、「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」という、以上の2点でございます。

それでは、事務局より配布資料の確認をお願いいたします。

○鎌田審議室長 配布資料の確認をさせていただきます。

本日の配布資料は、「座席表」、「議事次第・配布資料一覧」、「委員名簿」のほか、資料1「検討の背景について」、資料2「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」、参考資料1「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について【一覧表】」、参考資料2「特許制度小委員会報告書「特許制度に関する法制的な課題について」（案）」の4点でございます。

不足等ございませんでしょうか。

もう1点お願いがございます。御発言をなさる際にはお手元のマイクの緑色のスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただくようお願いいたします。

以上でございます。

検討の背景について

○大淵委員長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。

最初に、検討の背景について、事務局より御説明をお願いいたします。

○川崎意匠課長 それでは、お手元の資料1、「検討の背景について」に基づきまして、私、意匠課長、川崎が御説明させていただきます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目でございます。

まず意匠制度の利用状況ということで、統計を示させていただいております。まず左下、図表1でございます。近年の意匠登録出願・登録の状況でございますが、出願件数については2004年から漸減傾向にございます。特に2008年、2009年につきましては、約8%の出願減となっているところでございます。

右上の図表2でございますが、出願件数全体は減っているのに対し、平成10年に導入いたしました部分意匠制度の利用率につきましては右肩上がりでございます。これは率でございますので、実際の件数は若干減っておりますが、部分意匠制度の評価は上がっているものと考えております。

それから、右下の図表3の関連意匠制度でございますけれども、こちらにつきましては件数、利用率とも2004年あたりから漸減傾向にあるという状況になっております。特に2008年、2009年では約17%の減少という統計となっております。

2ページ目に移っていただきまして、こういった中で現在意匠制度はどのような分野で利用されているかを示したものでございます。これは2009年の約3万1000件の出願件数に対して分析したデータでございますが、一番利用率の多い分野は、右上にございます携帯電話、テレビ等、電気電子・通信機械器具、こういった分野が約18%と一番多く利用されております。

その次の分野といたしましては、右下にございますペットボトル等の包装用容器、あるいは消しゴム等の事務用品、そういった分野の出願が12%、第2位となっております。

その他、3番目といたしましては、いす、テーブル等の家具類、住宅設備用品という順番になっております。

その他、意匠制度の利用の分野といたしましては、左下にございます最先端のロボットや鉄道車両、あるいは数は非常に少ないわけでございますけれども、食品業界からも意匠制度の利用があるということがお分かりいただけるかと思っております。

3ページ目をめくっていただきまして、諸外国と比較をしてみたデータでございます。

左下の図表5は、アメリカ、日本、韓国、ヨーロッパ、中国について、2004年と2009年の出願件数を比較したものでございます。これを見てお分かりのとおり、日本だけが2004年から2009年にかけて出願件数は約24%減少しておりますが、その他の国々におきましては赤い棒グラフがすべて高くなっており、出願件数が2004年に比べて増えているという状況がお分かりいただけるかと思っております。

こういった中でも我が国ユーザーからの日本の意匠制度に対する評価といたしましては、

見て分かりやすい権利であり、実体審査に基づいておりますので、権利が非常に安定している。それから、審査期間が、ファーストアクションと言っておりますけれども、現在平均7.0月で審査が進んでおり、比較的短期間で行われているといった点が評価されております。

一方、何らかの対応が必要と指摘されている点につきましては、デザイン開発の現在の実態と保護可能なデザインとの乖離があるのではないか、あるいは権利範囲が若干狭いのではないか、あるいは不明確ではないか、それから手続上もまだまだ負担が多い部分があるのではないかとといった点が指摘されているところでございます。

こういった評価を踏まえまして、私どもといたしましては、評価されている点は更に強化し、指摘されている点については何らかの対応が必要で、今後検討する必要があるのではないかと考えております。

最後、4ページでございます。

このような背景を下に私どもといたしましては、意匠制度の課題として大きくまず3つ考えているところでございます。

1番目といたしまして、昨今のITのますますの進展に伴いましてデジタル化社会への対応が必要ではないか。特に最近の情報機器端末はハードウェアのデザインよりも中の画面デザインと言われている操作系のデザインについての保護のニーズが高まっていることから、そういった保護の拡充が必要ではないかと考えております。もちろん保護対象、今までは物品、もちろん工業製品を中心に保護してまいりましたが、そういったものの保護対象については更に検討が必要ではないかと考えているところでございます。

2番目といたしまして、国際的な意匠制度の調和という観点も今非常にクローズアップされているところでございます。国際的な出願手続の検討といたしましては、WIPOで今行われておりますSCTと呼ばれている委員会におきまして、各国との手続の調和に向けた検討が既に始まっているところでございます。

さらに、国際的な制度の調和という点では、意匠制度におきましては国際的な協定でございますヘーグ協定というものがありますので、そういったものに対しても今WIPO事務局と特許庁意匠課のほうにおいても議論を進めつつ、庁内で検討作業を既に開始しているところでございます。

それから、途上国への審査協力でございますけれども、これは従来からやっております、途上国に対しては日本の意匠審査官を派遣し、セミナーを開催する等、あるいはパ

イ会合を通じて情報交換をしながら協力支援をしているところでございます。

3番目といたしまして、意匠制度に対するユーザーの使いやすさ、分かりやすさが必要ではないかと考えています。これは今次の小委員会での検討項目となるところでございますけれども、出願手続、登録後手続の見直し、それから図面の表現、図面の書き方自体の検討、そして、我が国ユーザーに対し利便性を高めるためにどういったことが考えられるか。こういったことの検討が必要ではないかと、大きく課題としては3つ考えているところでございます。

簡単ではございますが、「検討の背景について」の説明は以上でございます。

○大淵委員長 「検討の背景について」、御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、本日の検討のバックグラウンド的なものとしての「検討の背景について」、議論に移りたいと思います。

御自由に御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○能川委員 自動車工業会の能川と申します。

背景、課題について、御説明ありがとうございます。

自動車工業会は、四輪、二輪、あと大型のトラック、日本の14社で構成されております。この中で意匠ということで、課題でもありましたけれども、特許庁さんに業界として年間1000件前後の意匠出願をさせていただいています。先程、国際的な課題という御説明がありましたけれども、グローバル化という流れの中で活動しておりますので、特許庁さんには、特に新興国で法整備が整っていないところ、あるいは運用がまだ不明確なところを是非イニシアチブをとっていただいて、日本の制度という形で制度調和、統一化みたいな形での大きなところでは進めていただければという意見が部会の中でございました。

○大淵委員長 では、平野委員、どうぞ。

○平野委員 御説明ありがとうございました。

私どもデザイン会社ということで話させていただくと、もちろん意匠権というのが我々が作り得る権利として非常に重要なポイントだと我々は理解しているわけですが、デザイン業界というのは零細企業が多いものですから、なかなかそれを維持しておくとか、それに対して積極的にフィーも含めて活用していくというのが勉強されていないのかなというところが現状だと思っています。一方、私も所属している経済同友会の中では、「もの・ことづくり委員会」というのがあって、今後の日本の競争力というのを考えたときに、技

術と意匠を含めた知財が国際競争力の中で一番重要なポイントであると話している。コスト競争においてはどの様にやってもどこか労働力が安いところが常に勝つというのはいしやうがないことだと思います。ある意味で日本の技術立国、知財立国と言われるようなところに対してかなりのジレンマが多くなってきて、多くの領域でそれが顕在化し始めたなど考えています。まさに我々デザイン、意匠をやらせていただくプロとして、その辺はかなり今後の日本の競争力をつけるためにも重要なポイントではないかと思っています。

また、我々の勉強しなければならないところもあると思いますが、やはり人材育成ですね。そういうもの、意匠権を含めた知財をマネジメントしてちゃんとそれを使える人間、それを武器として、日本の1つの能力として持ち上げていくということが非常に重要なポイントになってきている。今までの特許、意匠、知財というものの考え方とはちょっと違う積極的な利用というのが考えられるべきである。そういう意味でもこの委員会に私は出させていただいて、デザインのプロとしてもっと我々も学ばなければいけない、そしてその意匠というものをうまく産業の中に生かしながら日本の競争力をつけていくというふうに思っておりますので、非常に期待しております。

○大淵委員長 どうぞ。

○琴寄委員 先ほど意匠の分類、グループ別出願状況ということで、私どもJ E I T A 会員会社の製品というのが結果として一番出願しているということになっておりまして、ここで例として画面を持つ機器という形でユーザーとのインターフェースを主に扱う機器というのはかなり増えてきております。そういう意味で先ほど意匠制度の課題ということで御指摘いただきました、特に1番目のデジタル化社会への対応ということで挙げられた諸点について、従来から私ども画面デザインの保護の拡充ということをお願い申し上げておりましたので、引き続き御検討いただければと考えております。

○大淵委員長 柳生委員、どうぞ。

○柳生委員 知財協の柳生でございます。

出願減ということがございましたが、後ほど今日の議題で御説明いただく、特に意匠の登録料につきまして今回特に諸外国並みに下げるということで御提案いただいております。これは極めてありがたいことでありまして、こういった部分の原資を使いまして、更に有力な意匠の権利保護を図るためにJ I P A のメンバー企業としても活用させていただきたいということで、大変感謝いたしております。

以上です。

○大淵委員長 高部委員、どうぞ。

○高部委員 中小企業の現状として、特に小企業としましては、意匠制度自体の認識がまだ活用の段階に入らず、また認識もちょっと低いところもございまして、この辺、有用性をもう少し広報していただければと思います。

それともう1つ、先ほどお話がありましたように、意匠制度の年金制度ですが。特に年を経るに従って増額という形になりますけれども、こちらの年金の負担というのがかなり中小企業にとって厳しく、特に11年目、そういうところを何とか改善していただければと思います。

○大淵委員長 どうぞ。

○牧野委員 弁護士の牧野です。今御説明の意匠制度の課題の第1番目のデジタル化社会への対応、画面デザインの保護の拡充ということは従来から言われてきたわけですがけれども、まだまだ十分ではない。もう少しこれを拡充するためには、物品と意匠の結びつきという我が国の意匠法の今までの根本的な考え方を少し緩やかにするような方向で制度を構築していただいて、必ずしも物品に縛られない意匠の保護というのも考えていただきたいと思っています。意匠制度利用の促進を図るには、意匠制度が意匠を創作する方のためになるような制度でなければならず、創作者の立場というのもユーザーの立場とともに考えていただかないといけないと思います。そのときに物品に縛られて権利範囲が非常に狭いというような面はユーザー側には便利かもしれないが、創作される方にとっては非常に不本意なところだろうと思うわけでございます。その辺を十分に考えていただきたい。

それから、先ほどの近年の意匠登録出願の外国との対比が図表5にございましたけれども、非常に伸びている国というのは無審査制度をとっている国が多いのではないかと思います。その点から考えますと、我が国の意匠制度もそっちのほうにいったほうがいいのか、それとも従前どおり実体審査をする制度を維持したほうがいいのか、その辺も十分に検討すべき課題だろうと思っております。

以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○稲岡委員 日本弁理士会の稲岡でございます。

先ほど牧野委員もおっしゃられましたけれども、物品性について少し緩和する方向、例えば韓国のような方向、あるいはヨーロッパ共同体意匠のような一部物品についての無審査化等、今日述べていただいております課題を解決していくための意匠制度に抜本的に見

直していただきたいと思います。残念ながら今回の特許法の改正の波及等については、どうしても意匠法が特許法に引きずられているというか、そういう感じの改正になってございますので、できましたら特許を離れて、意匠独自の、より効果的に保護・活用して、産業発達に寄与できるような方向に御検討いただきたいと思います。

以上です。

○大淵委員長 それでは、橋田委員、どうぞ。

○橋田委員 今までの意匠制度は割と企業寄りというか、企業にとってのところがあったのではないかと。これからは個人のデザイン事務所ですとか、そういうところにとっても出しやすいように、先ほどの出願料及び継続料について多少見直しがあるといいなと思っております。よろしくお祈りします。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

特許法改正検討項目の意匠法への波及等について

○大淵委員長 次に、本日の議題の2つ目であります「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について」という、この議題に移っていきたいと思いますが、この点につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○鎌田審議室長 それでは、御説明いたします。

お手元の参考資料1というA3の資料と資料2というA4の資料、この2種類で御説明させていただきます。まず初めに私のほうから参考資料1で全体像を御説明させていただいた後に、担当のほうから資料2に基づいて御説明させていただくということにさせていただきます。

それでは、まずお手元のA3の参考資料1を御覧ください。

この資料、左側の項目は特許制度小委員会におきまして今回制度的な手当てが必要という方向で議論が進んでいる論点でございます。その項目と概要を整理した後で、右半分でございますけれども、意匠法において措置するものと措置しないものとを分け、それぞれその理由を整理しております。以下、順に上から簡単に御説明させていただきます。

まず登録対抗制度の見直しでございます。特許法の見直しの方向性といたしましては、現在特許法では対抗するためには登録が必要であるという登録対抗制度が採用されている

わけでございますけれども、この登録が実務上困難である、産業活動におけるライセンスの重要性が高まっている一方で保護は不十分である、といった御指摘を踏まえまして、特許法につきましては、登録を備えなくても特許権の譲受人等に対抗できる当然対抗制度を導入すべきであるという方向で議論が進んでいるところでございます。

この点につきまして、右半分の意匠法における対応とその考え方でございますけれども、結論として、措置するという方向で整理しております。その理由としましては、意匠法の通常実施権登録制度につきましても、特許制度同様、共同申請主義をとっているなどの理由によりまして、登録が困難であるという点を挙げております。

また、意匠権単独のライセンスは必ずしも活発ではないものの、特許権と組み合わせたライセンスなどがございますので、特許法と異なる扱いをしますと、一括したライセンスの中で第三者に対抗できるものと対抗できないものが混在するということが起きかねないという点もございます。

こうしたことから、意匠法の通常実施権につきましても、登録を必要とせずに対抗できる当然対抗制度を導入すべきではないかと整理しております。

なお、後ほど詳細について説明がございまして、現行特許出願から意匠出願に切りかえる際に、仮通常実施権者の承諾がなければ出願変更はできないという規定がございまして、この点につきまして、特許法の中では仮通常実施権者の承諾を不要として自動的に仮通常実施権を引き継がせることとしてはどうかという議論がなされております。この点について、特許法には仮通常実施権制度がありますが、意匠法にも、ややテクニカルな理由ではございますけれども、仮通常実施権制度を設けるべきではないかと整理しております。

次に、上から2番目の項目、紛争処理の1つ目の論点でございまして、侵害訴訟の判決確定後の無効審決等の確定による再審の制限という論点でございまして、

この点につきましては、特許法の見直しにおきまして、特許権侵害訴訟で権利の有効性について争ったにもかかわらず、判決の確定後に特許が無効審判で無効とされた場合には再審となる場合があることについて、これは企業経営の安定性の観点や侵害訴訟の紛争解決機能の観点から問題があるので、再審を制限すべきという方向で議論が進んでいるところでございます。

この点につきまして、意匠法におきましても同じように措置してはどうかということでございまして、意匠権侵害訴訟の場合でも同じようなことが起きるとするのがその理由でござい

ざいます。

次に、上から3つ目の項目でございます。無効審判ルートにおける訂正の機会の見直しという論点でございます。

この点につきましては、意匠法には訂正審判の制度はございませんので、むしろ該当しないというほうがより正確かもしれませんけれども、措置しないと整理しております。

次に、無効審判の確定審決の第三者効の廃止という論点でございます。

特許法では、無効審判の確定審決の登録後は、何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することはできないということになっておりますけれども、この点につきまして、審判請求人以外の者が改めて争うニーズがあることなども踏まえまして、無効審判の確定審決の本人効は別ですけれども、第三者効を廃止すべきであるという方向で特許小委で議論が進んでいるところでございます。

この点につきまして、意匠法におきましても、措置すると整理しております。これは無効審判の確定審決の第三者効が同じようにございますので、この点は廃止すべきであると整理しているところでございます。

次に、2の(4)、審決・訂正の部分確定／訂正の許否判断に係る制度整備という論点でございます。

この点につきましては、特許法の場合ですと、複数の請求項からなる特許権についての無効審判や訂正審判の扱いについて議論があるわけでございますけれども、意匠法の場合ですと、特許法のような一部無効の観念は取り入れておりませんので、この点につきましては対応が不要ということで、措置しないと整理しております。

次に、権利者の適切な保護といたしまして、冒認出願に関する救済措置の整備でございます。

特許小委における議論の中では、近年、複数の企業や大学等による共同開発が広く行われていることにより、特許を受ける権利の帰属に関する争いが生じている。他方で、冒認者に発生してしまった特許権を真の権利者が取り戻す手段については、非常に不十分な状況になっているということも踏まえまして、真の権利者が冒認者に対して特許権の移転を求めることを可能とすべきであるという方向で議論が進んでいるところでございます。

意匠法でございますけれども、結論としまして、措置するという方向で整理しております。意匠法につきましても、意匠登録を受ける権利の帰属に関する争いが生じているという点ですとか、意匠の場合は特許にも増して、ぱっと見ただけで創作の内容がわかるとい

う特性を持っていますので、冒認出願をすることが特許に比べて容易であるという点などがございます。また、真の権利者の救済が十分に図れないという点についても特許と同じでございまして、結論としまして、真の権利者の冒認者に対する意匠権の移転請求を認める制度を導入すべきではないかと整理しております。

次が、ユーザーの利便性向上の3項目でございます。まず出願人・特許権者の救済手続の見直しでございます。

特許法の議論では、特許法条約の加盟については、業務システムの全面的な改造が必須であることもあり、未加盟ではございますけれども、手続の内容といたしましては、諸外国に比べると、もう少しユーザーにとって使いやすい制度にできるのではないかという方向で議論が進んでおりまして、ここにございますように、外国語書面出願等の翻訳文の提出期間を徒過したときでも、P L Tの Due Care、相当な注意、に相当する主観的要件に該当する場合に、一定期間の救済を認めるべきではないか。また、特許料等の追納期間経過後の救済の要件を緩和すべきではないかという方向で議論が進んでいるところでございます。

意匠法につきましては、措置するとしておりますけれども、意匠法の場合は御案内のように特許法における外国語書面出願等の翻訳文の提出に相当する規定はございませんので、専ら料金の話になるわけでございます。意匠法においても意匠登録料などの追納期間経過後の救済については、特許料の場合と同一の要件が課されていますので、結論としまして、特許法と同様に要件緩和をすべきではないかと整理しております。

次に、新規性喪失の例外規定の見直しでございます。

特許法の場合につきましては、新規性喪失の例外の要件につきまして、公表態様を限定しているところでございますけれども、この限定をなくす方向で議論が進んでいるところでございます。

他方、意匠法の場合ですと、現行法でも既にそのような公表態様の限定がない形になっており、いわば対応済みという状況になっておりますので、この論点については問題ないと考えております。

最後、料金の見直しの論点でございます。

特許法につきましては、特にニーズの高い審査請求料についての引下げですとか、我が国出願人の海外での競争力強化の観点から、国際出願の調査手数料の引下げですとか、減免措置の拡充ですとか、こういった論点について議論が進んでいるところでございます。

意匠法につきましても、特許法とは別途の措置ということになりますけれども、ロングライフデザイン等の長期保護により企業ブランドを保護するニーズに対応するため、意匠登録料の後年度負担を軽減する必要があるのではないかと整理しております。

以上が全体の概要でございます。

○大淵委員長 引き続き、次は審判課のほうになるかと思いますが、お願いいたします。

○関審判課長 それでは、私のほうから資料2に基づきまして御説明いたします。

最初のところを飛ばさせていただきまして、5ページの「紛争の効率的・適正な解決」のところから説明させていただきます。

5ページをめくっていただきますと、IIで「紛争の効率的・適正な解決」というところでございますが、まず最初にII-(1)、侵害訴訟の判決確定後の無効審判による再審の取扱いについて、特許制度小委員会の議論を中心に御紹介させていただくとともに、意匠への対応を御説明させていただきます。

まず5ページの頭のところの1、現行制度の概要でございますが、これは御案内のことかと思いますが、民事訴訟法の338条1項8号では、判決の基礎となった行政処分が後の行政処分により変更されたことを再審の事由として取り上げてございまして、また意匠法では、登録無効審判において無効審決が確定した場合、その効果が遡及するといったことが定められてございます。

このため、意匠権の侵害訴訟——特許権法の侵害訴訟も同様でございますが、意匠権が有効であるといったことを前提に侵害訴訟が起こり、認容する判決が確定した後に、意匠権について無効審判が確定した場合には、再審事由に該当する可能性があるといったことになっております。

一方で、意匠法の41条は特許法の104条の3、いわゆる無効の抗弁を準用しておりますので、侵害訴訟の段階で意匠の有効性について双方当事者が主張立証する機会や権能が与えられているのが現在の制度の状況でございます。

続きまして、6ページをめくっていただきまして、検討の背景でございますが、特許法でも同じような状況ございましたので、特許制度小委員会におきましてこういった状況について検討を重ねた結果が以下に示されているとおりでございます。

まず、(1)、問題の所在というところの最初でございますが、現行制度の問題点ということで、これは冒頭も御紹介いたしましたが、特許法104条の3におきまして、侵害訴

訟の場において有効性について攻撃防御を尽くす十分な機会と権能があったにもかかわらず、その後の無効審判の結果によって、一度払った損害賠償金の返還ですとか、あるいは逆の一度支払う必要がないとされた損害賠償を支払うような争いが再発する、いわゆる紛争の蒸し返しがあって、これが権利の安定性といった点で問題ではないかといった指摘がございます。

2番目は、こういった再審を制限することの適正性について議論が行われておりまして、実際にこういった紛争解決機能を阻害するような再審が発生しているといったことから、特許権者の法的安定性は非常に害されているといった御指摘、あるいは104条の3の2項が意図するような特許権侵害訴訟における審理の迅速化・充足化はこういった制度の下ではなかなか図れないといった御指摘がございまして、制度的な手当てをすべきであるというふうな御指摘をいただいております。

ただ、こうした特許権侵害訴訟におきまして、104条の3によって攻撃防御を尽くす十分な機会と権能が双方当事者に与えられていることを踏まえれば、判決確定後に異なる審決が確定したとしても、既判力を正当化する根拠は存在しており、国民の裁判を受ける権利も損なうことにはならないのではないかと、再審を制限することは許容できるのではないかとといった議論になっております。

3番目は③で、再審を具体的に制限する方法はどのようにすべきかということについても議論されております。基本的にはこの考え方は分類すると2つございまして、1つは、先に確定している侵害訴訟判決との関係で確定審決の遡及効又は遡及に係る主張を制限するといった方法。もう一つは、審決の確定は特許権侵害訴訟の再審事由に該当しないような規定を考えるべきではないかといった2つの案がございました。

これにつきましては、次の7ページに書いてございますが、もともとこういった再審事由の制限といったような事情は、特許法上の確定審決の遡及効に起因して生じるものでありますから、これについては確定審決の遡及効に関して手当てを行うという最初に申し上げた1番目の方法がよろしいのではないかという方向で議論がまとまってございます。

次の論点は④の再審を制限する範囲であり、遡及効が制限される審決の範囲をどの時期に定めるかといったことも議論されておりまして、これにつきましては、結論から申しますと、iで書いてございますが、無効審判又は訂正審判を請求した時期にかかわらず、特許権侵害訴訟の判決確定後に確定した特許無効審判及び訂正審判の審決確定の遡及効を制限するというのでいいのではないかという方向で議論が進んでおります。

その他、⑤でございますが、具体的な制度設計に係る論点として専門的な点で幾つか議論がございました。簡単に紹介してまいりますと、まず⑤の a でございまして、これは差止めを命じる判決についてどのように扱うかということでございます。先の侵害訴訟において差止めが出た後で無効審決が確定するわけですが、無効審決が確定いたしますと、何人でもその発明を自由に実施することができるようになる。これにつきまして、侵害訴訟で負けた被告のほうが実施できないのはいかにも酷であろうということから被告であっても、これについては差止めを解除できると考えるべきではないかといった方向で議論が進んでございます。

次の b でございますが、これは侵害訴訟における損害賠償請求認容判決の確定に基づく支払い、損害賠償が実際は無効審決確定時にまだ支払っていなかったという事例についてどのように扱うかということでございまして、これについては、無効審決が確定した時点でその判決に基づく損害賠償金が未払いであったか否かといったことは、払った場合と払っていない場合を区別する合理的な理由が見当たらないことから、未払いであっても再審請求は認めるべきではなく、遡及を制限すべきであるという結論で方向がつけられております。

次の c は、上告受理申立て等の制限でございます。

現行法の下では事実審口頭審理終結後、判決確定前の審決確定は、上告受理申立理由や破棄差戻し理由に該当し得ると解されております。こういったことを踏まえまして、事実審口頭弁論終結後に確定した審決についても遡及効等を制限する必要があるのではないかという議論が出されました。

これにつきましては、事実審口頭弁論終結時点では、次のページに移ってまいります、いまだ紛争が解決したとまでは評価できないので、ここまで遡及させる必要はなかろうと。

結果的には、「したがって」というところに書いてございますが、判決確定後に確定した審決の遡及効等のみを制限することで十分であって、事実審口頭弁論終結後、判決確定前に確定した審決の遡及効等を制限する必要はないといった方向で議論が進んでございます。

次が d で、刑事訴訟法の再審事由との関係についてでございます。

これにつきましては、刑事事件との関係では、刑事訴訟法上の再審制度が人権保障を目的とするものでございますので、これについては遡及を制限すべきではないといった方向で整理されております。

続いて、eの仮処分、仮差押えの場合にどのように考えるかということでございます。

実際に仮処分、仮差押えと本案判決がどのようになるかについては、8ページの中ほどのeの①、②、③と3つのケースが考えられるわけでございます。

例えば①は、差止めの仮処分命令が出た後、本案訴訟が棄却され、判決確定し、その後、無効審決が確定する場合。②は、差止めの仮処分命令が出た後、本案訴訟で認容判決が確定し、その後、無効審決が確定する場合。③は、差止めの仮処分命令の後に無効審決が確定して、その後、本案の棄却判決が確定する場合といったような場合が想定されるわけでございます。

こうした場合について、仮処分との関係でも本案訴訟の結論と同様に遡及効を一律制限していくべきではないかといった結論の方向になっております。②のケースにつきましても、仮処分命令の後、それを是認する判決が確定しましたので、この②のケースの仮処分を救えないというのはいかにも不当であるといったことから、一律遡及効を制限するといった方向で議論が進んでございます。

9ページはまとめでございまして、9ページの(2)に特許法改正の方向性ということで、再審による紛争の蒸し返しを防止すべく、無効審判又は訂正審判を請求した時期にかかわらず、特許権侵害訴訟の判決確定後に確定した特許無効審判、訂正審判の審決確定の遡及効等を、当該特許に係る先に確定している特許権侵害訴訟判決との関係においては制限すべきである。ちょっと分かりにくいですが、そういった方向で議論がまとまりつつございます。

こうしたことを踏まえまして、意匠法でどのように対応していくかというのが3の対応の方向でございます。

まず(1)の再審を制限することの適正性についてということでございますが、意匠では今のところ再審の問題というのは顕在化しておりません。ただ、意匠制度を取り巻く状況は特許法と必ずしも同じとは言えませんが、やはり意匠権の侵害訴訟においても権利者の法的安定性が揺らぐおそれがあるようなケースは排除していくべきであろうと。意匠法41条において特許法104条の3が準用されている関係から、この点は特許法と同様に考えられ、既判力を正当化する根拠も十分でありますので、特許法と同様に再審を制限することが適切と言えるのではないかと考えております。

2番目は、再審を制限する方法、範囲、具体的な制度設計に関する論点でございますが、これにつきましても制度の作り、考え方は特許法と意匠法で変わるところはございません。

ので、先ほど御紹介しました特許法の態様と同じ態様を意匠法でもとっていくべきではないかと考えております。

3番目にまとめてございますが、以上の点から意匠権侵害訴訟の判決後の無効審判による再審についても、意匠権侵害訴訟の判決確定後の審決確定が再審事由となることを一律に制限すべきではないかとまとめさせていただいております。

以上が再審のところでございますが、続きまして、10ページのⅡ－(2)、無効審判の確定審決の第三者効の在り方について御説明させていただきます。

1の現行制度の概要でございますが、現行の意匠制度におきましては、確定審決の登録後は、何人も同一の事実及び同一の証拠に基づいて無効審判を請求することはできないと特許法の167条が意匠法52条で準用されております。

そういったことから特許法では同一の検討が行われてございまして、検討の背景について10ページの下のほうで御説明してまいります。

まず問題の所在ということでございますけれども、①の第三者の手続保障の問題がございます。

無効審判というのは職権で審理するものではありませんが、請求人の主張の巧拙により審決の結果が変わり得る可能性があるということでございます。したがって、無効審判の確定審決の第三者効ということになりますと、第三者の審判で争う権利が制限されているということです。この点是不合理ではないかといったような問題提起がございます。

この点につきましてどのように考えてまいるか申しますと、民事訴訟における判決効の第三者への拡張に倣って、特許法における第三者への手続保障について検討していくということになりまして、これについて検討した結果、第三者にその効を及ぼすことの必要性は必ずしも強くはなく、さらに、訴訟に参加していない第三者への手続保障の確保についても無効審判では職権主義を採用してはおりますが、さまざまな他の点で必ずしも十分であるとは言えないといった方向で結論が進んでございます。

また次の11ページを御覧いただきますと、もう1つ、公益上の問題という点も指摘されておまして、無効審判請求の不成立審決が確定していた場合に、当該特許権侵害訴訟において104条の3に基づく無効の抗弁が認められた後であっても、これは無効の抗弁で用いた同一の事実、同一の証拠によっては何人も無効審判が請求できず、登録原簿上、これを消すことができないといったことが発生してまいりますので、これについては公益上の問題があるのではないかとといった指摘もございました。

こうしたことから 11 ページの下の（２）でございますが、特許法改正の方向といたしましては、167 条において規定される無効審判の確定審決の効力のうち、第三者効については廃止すべきであるといった方向で議論がまとまりつつあるということでございます。

次の（３）は具体的な制度設計に係る論点ということで、現在の特許法 167 条は、「確定審決の登録があつたとき」というように、登録があるということを規定しておりますが、登録を要件としておりますのは、一般の第三者にそういったことを知らせるのが登録だけでありますので、登録といった言葉を設けておりますが、第三者効が廃止された場合においては、この効果が及ぶのは当事者又は参加人だけありますから、登録の要件は不要であろうということでもとめられているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、12 ページで意匠法における対応の方向でございますが、意匠登録無効審判の確定審決については、先ほど来申し上げておりますような、特許法と同じような議論があるのではないかと。こういった第三者効を拡張することについて強い必要性はないのではないかと。あるいは第三者の手続保障についても、職権主義の採用ということはあるものの、この 12 ページの 3 段落目に書いてございますように、アの項目、職権主義の採用に関しては、意匠法 52 条で特許法を準用しておりますが、イの当事者適格の限定は何人もとっている点、ウの第三者の審判参加については特許法の準用、次のエの第三者による再審についても必ずしも十分とは言えないといったことから、第三者にその効果を拡張する妥当性は認めにくいのではないかと考えております。

したがいまして、結論でございますが、意匠法改正の方向性といたしましては、意匠登録無効審判の確定後の第三者効の在り方についても、特許無効審判制度と同様に、意匠登録無効審判の確定審決の効力のうち、第三者効を廃止すべきであるとまとめさせていただいているわけでございます。

私からは以上でございます。

○原田意匠制度企画室長 続いて私のほうから残りの検討課題でありますⅠの「活用の促進」及びⅢの「権利者の適切な保護」、Ⅳの「ユーザーの利便性向上」について簡単に説明させていただきたいと思っております。

お手数ですが、資料 1 ページ目にお戻りいただきたいと思っております。

これから御説明させていただく資料は、現状の現行制度の概要と、次に特許小委員会での議論の内容の概要、それに対して意匠法での対応の方向と制度設計に当たる具体的な検討課題という構成になっております。

まず登録対抗制度の見直しということですが、現行制度は意匠法についても特許制度と同じように通常実施権について登録対抗制度を採用しております。特許庁に登録された通常実施権は意匠権の譲受人等の第三者に対抗できるということです。

検討の背景ということで、特許制度小委員会での議論でございますけれども、通常実施権の登録には手間とコストがかかる。あるいは登録については共同申請主義であり、必ずしも特許権者が通常実施権の登録に協力する義務はないというようなこともありまして、具体的には通常実施権の登録はなかなか困難。登録率も極めて低いという現状になっております。

しかし、通常実施権の保護はイノベーションのオープン化等の進展により、ますます重要になっているところ、こういう登録を備えていないような通常実施権者が逆に特許の譲受人等から権利侵害ということで訴えられるという事態もありますので、それらの保護の要望が強くなっているということです。

このため、特許法の改正の方向としては、登録を必要とせず、みずから通常実施権の存在を立証すれば、第三者に対抗できる当然対抗制度を導入すべきという結論になっております。

特許法のほうの具体的な制度設計に係る論点としては、仮通常実施権、これについても通常実施権と同様に当然対抗制度を導入すべき。

それから、通常実施権の登録制度については廃止をする。

それから、現行の登録を備えた通常実施権者を対象とする規定の扱いですが、まず（a）として、無効になった特許について、通常実施権を有する者に対して一定の条件の下認められている法定実施権、これはいわゆる中用権と称されるものですが、登録を備えていない通常実施権者についてこれを認めるべきである。

次に（b）として、無効審判請求の通知や裁定請求書の副本送達等についてですが、通常実施権を登録しないということになりますと、通常実施権者の存在を特許庁が把握することはできなくなりますので、このような裁定請求書の副本の送達等はしないというような対応を考えております。

それから、④ですが、特許権の放棄等に係る通常実施権者等の承諾ということについては、放棄等については通常実施権者の承諾を不要とする。

また、出願変更等についても、仮通常実施権者の承諾を不要とするということが適当であるというようなまとめになっております。

3として、対応の方向ということで、意匠制度についてどういうふうな対応を図るかということでございます。

意匠権の通常実施権の登録というのは、特許制度と同様に共同申請主義ということで、意匠権者の協力が得られない場合、通常実施権の登録はできないというような問題点があります。

また、意匠というのは企業の顔と言えるようなものなので、製品の外観について具体的に意匠権単独でライセンスをすることは必ずしも活発ではないということですが、例えばコンクリートブロックのような重量物を作っている会社が全国展開をしようとするときに、その製品を全国に搬送するということは採算がとれないということで、地方の製造会社にライセンスをするというようなこともあると聞いております。また、意匠というものは物品を美観の観点から保護していく。一方、特許は物品を技術的側面から保護するというので、同じような物品について違う観点から保護をするということで、ライセンス契約の際には関連する意匠権と特許権を組み合わせるということが一般的である企業が少なくないと聞いています。平成10年のときに部分意匠制度が導入されてから技術的な効果とか機能に即した部分の形状という意匠権と特許とを組み合わせるライセンスをするというような状況も増えていることがあります。

過去の調査研究についても、意匠権について実施許諾に関連した契約を行った企業にアンケート調査をしましたが、そのうちの21.3%が特許権のライセンスを伴っている。あるいは19.3%が特許権のライセンス契約を伴うことが多いということを回答しております。

こういうように意匠権と特許権というのが同時に動くことというのも多いということを考えてみますと、今回特許制度のほうが通常実施権について登録対抗制度から当然対抗制度に移行するというときに意匠制度がそれと同様にしないと、ライセンスに関して対抗要件が異なるというような状況が発生し、事業譲渡等において製造設備だけを譲渡して、特許権とか意匠権を一括してライセンス契約を結ぶというような場合に特許権だけが実施ができて、意匠権のほうが登録していないために、第三者に対抗できずその形態での実施ができなくなるという事態も発生いたしますので、意匠制度についても特許制度に合わせて当然対抗制度に移行すべきではないかと考えております。

結論として、意匠制度においても特許制度と同様、登録対抗制度に実務上、登録が困難な事情があるということで、意匠権と特許権を組み合わせるライセンスする実態もあるこ

とから、意匠制度についても特許制度同様、登録を必要とせず、通常実施権の存在を立証すれば第三者に対抗できる当然対抗制度を導入すべきであるというような措置を図る必要があるのかと。

それから、特許において議論されています具体的な制度設計に係る各論点についても、意匠についても当てはまるので、同じような措置を講ずることが適当ではないか。

4点目として、具体的な制度設計に係る論点ということで、意匠制度における仮通常実施権制度についてでございますけれども、意匠制度について仮通常実施権の導入の検討を平成20年の本委員会のために議論していただきましたけれども、そのときは登録を前提とする仮通常実施権の制度ということで、そのときの議論では意匠の場合は出願から登録までが非常に短期間であるという中であって、仮の通常実施権を導入する意義はないのではないかということで導入が見送られた経緯がございます。

しかし、今回特許のほうが仮通常実施権について通常実施権と同様に当然対抗制度に移行して、変更の際しても仮通常実施権者の承諾を必要としないというようなまとめになっておりますので、これについてその効果を引き継ぐ必要性が出てきたということで、意匠についても仮通常実施権の制度を設ける必要があるのではないかと。

なお、20年のときに一緒に議論いただきました仮専用実施権については特許のほうも今後の検討の中でシステムの改造等も不可欠ですので、検討を行うということになっておりますので、これについては意匠のほうについても改めて検討を行うことが適当ではないかと考えております。

続きまして、少しページが飛びますが、13ページをおあげください。よろしいでしょうか。「権利者の適切な保護」ということで、冒認出願等に関する救済措置の整備ということです。

現行制度の概要でございますけれども、他人の創作について正当な権原を有しない者が意匠登録出願人となっている出願、これは冒認出願と呼んでおりますけれども、これについては拒絶理由を有するものとされております。

また、意匠登録を受ける権利が共有に係るときに、各共有者は、他の共有者と共同でなければ意匠登録出願をすることができないとされておまして、これに反するような意匠登録出願も拒絶理由を有する。これについては共同出願違反とされております。

このような冒認とか共同出願違反に対して真の権利者がとり得る手段としては以下のようなのがございます。

1つ目は無効審判請求。真の権利者は、無効審判を請求することにより、当該意匠登録を無効にすることが可能です。

2つ目として、真の権利者は、冒認等をした者に対する不法行為に基づく損害賠償請求が認められる可能性がある。これは民法の第709条の関係でございます。

(3) ですが、真の権利者は、新規性喪失の例外により、冒認出願に係る意匠公報等が公開されてから6カ月以内に出願をすることによって、意匠権を取得できる可能性がございます。

(4) として、意匠法上明文の規定はございませんけれども、特許権等に関する判例によりますと、①ですが、真の権利者は、冒認出願等が意匠登録される前であれば確認訴訟の確定判決を得ることによって、出願人の名義を変更することが認められる。ただし、意匠制度については特許制度と違って公開制度がございませんので、真の権利者が意匠登録される以前に冒認があったかどうかということを知るのは非常に困難な状況でございます。

②ですけれども、意匠権設定登録後の意匠権の移転ということで、真の権利者がみずから出願していた場合については、意匠権の移転登録手続請求が認められる可能性があるというようにございまして。

検討の背景ということで、これについては特許制度の小委員会のほうで議論されていることとございましてけれども、問題の所在については基本的に今説明した意匠の問題とほとんど同様でございます。そういう問題点から真の権利者に特許権の移転請求権を認める必要があるけれども、現行制度では十分とは言えないということで、特許法の改正の方向としては、真の権利者が出願したか否かにかかわらず、特許権設定登録後に特許権の移転請求を認める制度を導入すべきというまとめになってございます。

特許制度のほうの具体的な制度設計に係る論点として、①特許権の移転請求権行使の効果ということですが、冒認等を理由に特許権が移転された場合については、冒認者等には初めから特許権が帰属していなかったものとして扱うべきということと。

それから、逆に冒認等を理由に特許権が移転された場合については、真の権利者に初めから特許権が帰属していたものと扱うべきであるというまとめになっております。

②として、特許権設定登録後における第三者の扱いですが、冒認等によって特許権が無効になりますと、当該特許権に係る実施権や質権等はいずれも無効となるため、譲受人等は原則として保護する必要はないのではないかと。

ただし、今回移転請求が認められることになりまして、真の権利者から譲受人とか実施

権者は権利行使をされる可能性が出てくるということで、善意の譲受人及び実施権者については、実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において法定実施権を有するものとすべきではないかということにまとめはなっております。

③の拒絶・無効理由の在り方ですけれども、冒認出願等については拒絶の理由を維持すべきという結論です。

無効理由についても、冒認出願等は無効理由を維持すべきというような結論になってございます。

(イ)ですけれども、冒認等を理由とする無効審判の請求人適格ですが、冒認等を理由とする無効審判の請求人適格については、真の権利者に限定すべきであるというようなまとめになっております。

(ウ)ですけれども、冒認者等の権利行使に対する抗弁の主張権者ということで、冒認者等による権利行使に対しては、真の権利者以外にも冒認等を理由とする抗弁の主張を認めるべきである。

なお、真の権利者による特許権の移転請求に実効性を持たせるために、冒認出願等に係る特許権が真の権利者に帰属するに至った場合については、真の権利者の権利行使に対する抗弁の主張は否定されるべきというようなまとめになっています。

また、④ですが、重複特許の防止ということで、冒認出願の先願の地位を認めないということになりますと、真の権利者が冒認出願の公開等から6カ月経過するまでの間にみずからも同一の発明について出願をすることで、同一の発明について重複して特許権を取得することが可能になり、これについてはダブルパテントの阻止ということからすると妥当ではないということで、これについては防止すべきであるということがまとめられています。

最後、⑤ですが、冒認等を理由にする特許権の移転後の登録書の交付ということでは、真の権利者に対して特許証を改めて交付すべきであるというような結論でございます。

3の対応の方向ということで、意匠制度についての対応でございますけれども、デザインに関して昨今オープン・イノベーションの進展により、メーカーと外部のデザイナーとの提携というのが非常に活発化しております。こういう面から言いますと、デザイナーと企業の共同作業でデザインを構築していくということで、こういうことを考えますと、共同出願というようなことがこれから増えてくるのではないかということで、共同出願違反に該当する案件が出てくる可能性が高まっているということがあります。

また、意匠の保護対象である意匠というのは物品の形態でございますので、一目で創作の内容がわかるという特性がございます。また、意匠登録出願に関する手続負担ですが、特許と比べると非常に軽いというような状況でございますので、真の権利者に先駆けて冒認出願するということが特許出願に比べて容易であるということで、ますますこの辺の対応を図る必要があるかと思いますが、現行の意匠制度については、特許制度と同様に真の権利者の救済が十分とは言えない状況でございます。

したがって、意匠制度においても特許制度と同様に真の権利者が出願したか否かにかかわらず、意匠権設定登録後に意匠権の移転請求を認める制度を導入すべきであるということとです。

なお、出願日遡及制度という仕組みを持っている国もございますけれども、意匠権設定登録後に確定して公示された意匠が出願のやり直しにより事後的に変更や拡張される可能性があって、他者の権利内容を監視する負担が増加するということが懸念されますので、出願日遡及の仕組みについては導入することは適当ではないということです。

さらに、冒認出願等の移転についての具体的な制度設計に係る特許の保護の各論点についても意匠制度にも同様に当てはまりますので、意匠についても手当てを図るべきであるということです。

4の具体的な制度設計に係る論点ということで、1点、意匠に固有の観点がございます。

それは（1）に書いてありますけれども、関連意匠制度というのが意匠制度にはございます。関連意匠制度というのを簡単に説明いたしますと、自己の登録出願のうちから選択した一の意匠を本意匠、これに類似する意匠を関連意匠とするということで、類似する意匠の群について、重複的な登録を認めつつも、それぞれに独立した権利を認める。これについて仮に複数の異なるものに重複した権利を付与すると権利の排他性を損なうこととなりますので、関連意匠制度にあつては、本意匠と関連意匠の意匠権や専用実施権は同一のものに帰属するように制限されておりますし、移転に関しても意匠法の第22条の規定によって本意匠と関連意匠の意匠権を分離して移転することはできないというふうに規定されております。

関連意匠制度というのは、そのように権利が一の者に帰属するということを前提に権利行使の際や権利を抹消する場合に備えて構成する個々の意匠について独立した排他権を与えるものとして考えられております。

したがって、今回の冒認等を理由とした移転請求の場合も重複した権利である本意匠と

関連意匠が複数の異なる者に帰属することになりますと、権利の排他性を損なうこととなりますので、一般的な本意匠と関連意匠の意匠権の移転と同様に、本意匠とすべての関連意匠が冒認等である場合に移転請求を認めることが適当なのではないかということです。

なお、本意匠と関連意匠がすべて冒認の場合に移転を認めるということにしますと、冒認者が真の権利者の意匠に対して創作を加えて関連意匠をして移転請求を妨げる場合というのも想定できなくはありませんが、こういう場合も基本的には本意匠と関連意匠というのは類似と判断されているものなので、特徴部分を共通するというところで、本意匠も関連意匠もともに冒認というふうに判断されることが普通かなと思われまして、たとえ関連意匠について冒認者が独自に創作した部分をつけたものがあって、冒認とは言えないとしても、特徴部分を共通するというようなこととなりますと、その関連意匠については真の権利者と冒認者の共同出願違反ということを経由して無効審判を起こせるということが可能かと思われまして、真の権利者はそういう場合に追加された本意匠とか関連意匠の意匠登録を共同出願違反ということで無効にした後、冒認出願に係る意匠権の移転を請求するという手段を講じることが可能でございますので、みずからの権利を回復することが可能であるというふうに考えられます。

続きまして、18 ページ目の「ユーザーの利便性の向上」ということで、(1)として権利の回復規定の見直しということでございます。

現行の意匠制度につきましては、登録料及び割増登録料の追納については、自己の責めに帰すことができない理由があった場合に、その理由のなくなった日から 14 日以内、追納期間の経過後、6 カ月以内であれば登録料等を追納することによって意匠権を回復できるというふうにされております。また、権利が消滅してから回復するまでの期間における第三者の実施については、その効力が及ばないという規定がございます。

これらについて、特許法のほうの検討ということで、特許の小委員会のほうでは特許法条約との整合性に向けた救済手続の導入ということで、基本的には特許のほうも回復できる要件が諸外国に比べて非常に厳し過ぎるのではないかと、期間についても非常に短い、欧米に比べて厳格であるというような問題がありまして、これについて P L T に準拠した救済手続を導入すべきということで、その主観的な要件と時期的な要件について次のように対応すべきというようなことが報告されております。

1 つ目として主観的な要件ですけれども、これについては、今、日本では自己の責めに帰すことができない場合というような規定になっておりますけれども、欧州等が採用する相

当な注意を払った場合ということで、Due Care というように相当する主観的要件を導入すべきである。

時期的な要件については、P L Tの権利の回復の申請を行うときに、理由がなくなった日から2カ月以内、期間経過から1年以内という期間を最低限のラインとして限定しておりますので、諸外国においてもこのような同様の水準の手続が設けられており、国際調和の観点から日本でも同じような時期的な要件に従うべきであるというような状況があります。

具体的な制度設計に係る論点ということでは、第三者の保護規定についての考え方として、例えば考え方として特許権の消滅から回復されるまでの期間ですが、最大1年と延ばした場合ですが、再審の3年よりも短いということで、これについては特に手当てを施す必要はないのではないかとというようなことがございます。

以上のような特許のほうの対応に即しまして、意匠法での対応の方向でございますけれども、特許法のほうで改正を検討している外国書面については特に意匠法には対応がございませんので、追納期間について意匠法について対応を図るべきということです。

先ほど当然対抗制度の見直しのところでも説明いたしましてけれども、意匠権と特許権というのが同時に行動するというのも非常に多いということを考えますと、意匠法における登録料等の納付と特許法における手続と趣旨を異にするところはございませんので、救済を認める要件についても同じように手当てをする必要があるのではないかとということが考えられます。

諸外国の状況を簡単に見ますと、欧州連合においては、欧州共同体商標意匠庁、O H I Mと言われておりますけれども、その中の所管する登録共同体意匠制度において、共同体意匠については、状況上必要なあらゆる注意を払った場合に更新料の追納により意匠権の回復が認められるというような規定があります。また、権利が消滅してから回復するまでの期間についての第三者による善意の実施については、その効力が及ばないというような第三者保護の規定も設けられております。

また、英国についても同様の規定がございます。

さらに、(2)ですけれども、意匠の国際的な調和に向けた視点ということで、意匠にはP L Tのような条約はございませんが、現在、W I P Oのほうで商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会、S C Tと言っていますが、この中で一定程度の制度の手続の調和を図るべきというような議論が進展しているところでございますが、その中で権利

の回復規定についても救済を求める要件、主観的要件について Due Care、あるいは Unintentional とすることを前提で議論が進むという方向で考えられております。

このような状況を加味しますと、意匠制度の改正の方向として、我が国の救済の主観的要件への現在の自己の責めに帰することができない理由というのでは、OHIM等が採用する Due Care よりも厳格過ぎるということも考えられますので、世界的なすう勢にかんがみて一定の範囲で救済の幅を拡大するニーズがあるのではないかということで、意匠制度についても特許制度の権利回復規定と同じように主観的な要件を緩和すると同時に、時期的な要件についても特許制度と同様に、理由がなくなった日から2カ月以内、期間経過から1年以内とすべきということを考えております。

最後ですが、意匠登録料の見直しということで22ページでございますが、現行の制度ですけれども、意匠の登録料については第1年から第3年までが毎年8500円、その後、4年目から10年目までがその倍額の毎年1万6900円、さらに、11年目から20年目までがさらにその倍額の3万3800円ということになっております。

この料金の全体の体系ですが、これについては産業財産権行政にかかる総経費を支弁するように決定されているものでございます。

このように意匠登録料が累進制を採用したというのは特許料に倣いまして、維持期間の初期については権利維持の妨げにならない程度の金額に設定して、利益が増加するに従って金額を高くするという負担の容易性及び権利を早期に手放すことを促進する政策的な必要性を考慮して採用されたものと思います。

しかし、実際に図表1にありますように、出願から20年間意匠権を維持しようと思えば、総額で50万ぐらいの費用負担が発生しているということです。

2として検討の背景ということですが、昨今意匠の重要性というのが叫ばれておりまして、ロングライフデザインの保護ニーズも高まっている。

さらに、企業においては、ロングライフデザインというのをブランド構築の1つの柱としようとしているわけですけれども、実際には企業活動が不況とかということで知財予算というのが限られてきている中で、このような高額な後年度負担というのが非常に重しになっているということが言われております。

それから、我が国の意匠登録料の体系を諸外国と比較したものが図表4でございますけれども、5年間維持している場合については各国とそんなに差はないのでございますけれども、10年間、あるいは15年間維持しようとする、日本の登録費用の累計額というの

は非常に負担が多いというような現状がございます。

さらに、中小企業については大企業に比較すると開発費とか広告費というのが限られてございますので、なかなか市場に投入してすぐに大量に販売して利益を得て、投資を回収するということが非常に難しいというような現状がございます。図表5にありますけれども、その結果、全体より比較して、中小企業の場合は意匠権を長く維持せざるを得ないような状況になっているということです。

このような状況の中で、後年度負担の登録料が高いということになりますと、その分が新たな開発の抑制ですとか、関連意匠制度の利用の低下につながっているのではないかと推測します。このようなことに対して対応の方向としてロングライフデザインの保護ということを考えまして、重い後年度の登録料金負担を軽減するということが必要なのではないかということです。

以上でございます。

○大淵委員長 いずれも丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。

ここでは特許法改正検討項目の意匠法への波及等ということでございますが、これは先ほど御説明いただいたように、難問中の難問と言われていた数多くの問題を含んでおりまして、50年に1度か100年に1度ぐらいの大問題である、通常実施権の当然対抗制度の導入ですとか、あるいは冒認の救済の充実とか、そういうような非常に大きな問題もあるところでございますが、これは同じように特許法も意匠法も工所有権4法に属しているという意味では共通点はもちろんございますが、他方で意匠法としての特殊性もございまして、その両面を踏まえて御議論いただければと思っております。

それで、資料2の目次のところを御覧いただきますと、このように本日の検討テーマはI、II、III、IVという4つの形でまとめることができるかと思っておりますので、この4つの部分に分割した上で御意見をいただいたほうが効率的かと思っておりますので、そういう形で進めていくことにいたしたいと思っております。

それでは、まず第1の「利用の促進」の関係でございますが、1ページ以下の登録対抗制度の見直しという、この点について御自由に御意見をお願いいたします。

どうぞ、琴寄委員。

○琴寄委員 登録対抗か当然対抗ということなのですが、そもそも意匠権というのはある意味独占するという性質上、通常の取引において必ずしも積極的にライセンスをす

るといような場合というのは多いとは言えないと思いますけれども、今回の資料の中で既に御説明があったように、事業譲渡ですとか、M&Aのようなケースというのは実務上、昨今の事情で想定できますし、また、ある意味、技術規格、ある規格のライセンスということ想定した場合に、規格に必須の特許ですとか、意匠、商標、あるいは仕様等を一まとめにしてパッケージしてライセンスをするというような機会も生じ得ると思います。そういうような状況の下では、意匠も特許と足並みをそろえて登録対抗から当然対抗とすることにつきましては特に問題がないように考えております。

○大淵委員長 ほかにかがでしょうか。

水谷委員、どうぞ。

○水谷委員 確認のための質問です。そして特許法の場合と共通の問題と言っているかと思っておりますが、担保権と当然対抗との関係について伺わせていただきます。

意匠権に担保権として質権が設定されているような場合を想定いたしまして、そのような状態で、事後的に意匠権の通常実施権が設定されたという場合でございます。この場合に、その後に質権が実行されて、質権者又は第三者が新たな意匠権者になった。この場合に質権者に遅れて通常実施権の設定を受けたライセンシーは、新たな意匠権者に対して当然対抗できるのか、あるいは事後的に通常実施権設定を受けているので、当然対抗を否定されるのかという基本的な問題を確認させていただきたいと思っております。

○鎌田審議室長 お答えいたします。意匠権に質権が設定された後に通常実施権が設定されたということであれば、この通常実施権は質権の実行の結果として意匠権譲受人である第三者には対抗できないと考えております。

○大淵委員長 どうぞ。

○能川委員 自工会ですけれども、特許法と合わせていただくことで問題がないという結論でした。

各社の意見を踏まえますと、デザインに関して第三者から許諾を受ける場合というのは余りないのが実情です。先ほどもありましたけれども、M&Aのときに持っている特許権、あるいは意匠権というのを第三者に譲渡しますと、その見返りとして通常実施権を確保しておくですとか、部品に関するものはライセンスを受ける可能性がないというわけでもない、設定登録をしないといけないという今までの法律を変えていただき当然対抗という形にさせていただくことに賛成ということでした。

○大淵委員長 どうぞ、柳生委員。

○柳生委員 知財協の柳生です。

今、ほかの委員からもお話がございましたように、知財協としても今回の方針に賛成でございます。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日時間も押しておりますので、また必要に応じて後でお出しいただくことにいたしまして、次にⅡの「紛争の効率的・適正な解決」、ペーパーで申しますと、5ページ以下の先ほど審判部のほうで御説明になった部分でございますが、この点については、いかがでしょうか。

それでは、Ⅱに入る前に、ちょっと確認だけとっておきたいのですが、特にこれに対して反対の御意見はなかったと思ひまして、先ほどのⅠの項目の基本的な方向性については御了解を得られたものと考えられますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 では、そういうことで本小委員会としては、本項目の方向性について御了解をいただけたものと認めます。

その上で、Ⅱの「紛争の効率的・適正な解決」、この部分について御意見をお願いいたします。

どうぞ、柳生委員。

○柳生委員 知財協の柳生です。

第三者効の廃止の議論についてですが、これは特に意匠制度に限ったことではなくて、そもそも特許制度小委員会での御議論も踏まえてちょっとお伺いしたいと思うんですけど、実際には余り同一事実・同一証拠で何度も争われると、権利者の立場からすると極めて負担になるという声がございます、例えば意見としてはこのあたり、あらゆる第三者ではなく、利害関係人に限定してはどうかというような議論も知財協内ではございました。したがって、このあたり、そもそも特許制度小委員会での御議論にも絡む部分かと思ひますが、どうのお考えか、お聞かせいただければと思ひています。

○大淵委員長 どうぞ。

○関審判課長 特許制度小委員会ではそういった当事者だけといった議論は実際ございませんで、知財協さんからも御意見はちょうだいしておりますが、特にそういった点は伺っておりませんでした。

○稲岡委員 よろしいですか。

○大淵委員長 はい、どうぞ。

○稲岡委員 日本弁理士会の稲岡です。

第三者効の在り方については基本的にはこれで賛成ですけれども、意匠の場合はいわゆる物品の外観であって、同一の事実と証拠に基づいて判断が変わることは少ないというか、類否判断が変化することというのはほとんどないのではないかと思います。

一方、今回は第三者の利益等を考慮して第三者効の在り方を変えるということにされておられますけれども、意匠という物品の外観についての同一証拠に基づく判断結果が変化しうる可能性があることを前提に変えられるということであれば、審判の判断の信頼性をなくしてしまうのではないかというふうなことも懸念されますので、そのあたりは、それよりももう少し公益上の問題でというふうなことで変えられるのだったらよろしいのかなというふうに思います。

以上です。

○牧野委員 よろしいですか。

○大淵委員長 はい。

○牧野委員 今の御意見はありますけれども、ほとんど再度やっても結論は変わらないということと、制度的に特許法で言えば167条を残しておくというのは別問題だと思います。実際に民事訴訟法でも行政訴訟でもこういう第三者に効力が及ぶ体制的な一事不再理効というのは設けていないけれども、我が国の制度上、それで全然不都合はなかったわけです。

一方、第三者に不再理効を認めるというのは、ここにも書かれていると思いますけれども、実際のところ、憲法上の裁判を受ける権利を制限しているという面はあるわけです。

ですから、結果が変わらないから制度を残すではなくて、結果が変わらないなら、そういう憲法上疑義があるような制度はこの際廃止すべきだと私は思っております。

○大淵委員長 若干だけ。

今、牧野委員が憲法問題について言及されましたけれど、特許のほうのペーパーには載っているのではないかと思います。これはルーツとなっている法律がオーストリアの法律で、そちらのほうはたしか1970年代だったかと思いますが、オーストリアの憲法裁判

所で違憲だと判決されて結局葬り去られています。本家本元で違憲になって、今ではオーストリアでなくなっているものをまだ日本では持っているということがあるというのも、先ほど牧野委員が御指摘になったところに関係しているところでありまして、結論が変わるか変わらないかということより、むしろ制度の在り方自体としてこういうものを置いておくべきかという問題だと思います。そちらのほうの話で特許のほうではこれは廃止すべしということになりました。意匠のほうは多分結論は変わらないのに云々というところの御指摘があったので、それは別として、ここで議論しているのは制度の枠組のあり方自体としてこういうものを置くべきかというところだという牧野委員の御指摘ではないかというように理解しております。

Ⅱの点についてほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、時間も押しておりますが、Ⅱの「紛争の効率的・適正な解決」につきましても、方向性については御了解を得られたものと考えますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 それでは、本小委員会として、本項目の方向性について御了解をいただいたものと認めます。

それでは、次にⅢの「権利者の適切な保護」、このペーパーでは 13 ページ以下でございますが、この部分について御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○茶園委員 資料 2 の 16 ページのところについて質問なのですが、特許では重複特許を防止するというので、二重特許になるような場合には、移転請求を認めないとされていると思います。このペーパーでは特許制度の検討内容を基本的に意匠制度にも及ぼすということなのですが、二重特許に関する点も同じようにされるのでしょうか。例えば冒認の意匠があって、それと全く同じ意匠を真の権利者が後願で出してきたとします。その場合には全く同じ意匠について複数の権利を発生させるのは適切ではないであろうと思うのですが、冒認された意匠が出願されて、その意匠に類似する意匠を真の権利者が出願してきた場合に、冒認された意匠について移転請求を認めても、関連意匠として認めると

いうことも不可能ではないのではないかと思います。意匠制度には関連意匠制度という特殊な制度がありますので、ダブルパテントとなる場合でも、移転請求を認めることが不適切ではない場面というのもあり得るのではないかと思います。

次に、関連意匠制度について、17 ページに記載されていますが、2 点申し上げたいのですが、1 点目は、17 ページの一番最後の段落の「なお」ですが、冒認者が移転請求を妨げるという目的のために何か出願した場合には共同創作で共同出願違反という無効理由をはらむでしょうということが記載されています。恐らくこれは、實際上、移転請求を妨げるという目的でやる場合にはわずかな改変しか行われないうだろう、よって、共同出願違反という問題をはらむだろうということを想定されているのではないかと思います。しかしながら、そういう目的があれば直ちに共同出願違反ということにはならないであろうと思いますから、このようなことを書かれるのであれば、事実上そういう場合が多いといった書き方をされたほうがよろしいのではないかと思います。

関連意匠に対する 2 点目、これが最後なのですが、関連意匠制度に関して、全体が移転される場面を除いては、一部分については移転請求を認めないというのは、22 条との関係がありますから、基本的にはこれでよろしいのではないかと思います。しかしながら、移転請求を認めないということで、真の権利者がどのような不利益を受けるかと考えると、権利が取得できないということはもちろんそれはそうなのですが、もし仮に権利が移転されるとした場合には、どういう違いがあるかと考えますと、後願の意匠権との関係で優越する、つまり移転された意匠の類似範囲について実施しても後願の意匠権の侵害にならないということがあるのではないかと。移転されないと、もしその類似範囲にある意匠を実施すれば、後願の意匠権の侵害となることがあり得るのではないかと思います。そのため、この点について真の権利者の利益を保護する必要があるのではないかと思います。ただ、明確に法改正するということも考えられるのですが、いろいろと複雑化しますし、解釈論で何とか対応できそうにも思われます。冒認された意匠の類似範囲内で実施することは後願の意匠権の侵害にならないということを何とか解釈論で対応し得るのではないかと思います。まして、そういうことを記載していただくと、関連意匠制度について移転請求を認める必要がないということがより説得的に示すことができるように思います。

いろいろ多く申し上げましたけれども、以上です。

○大淵委員長 事務局のほうで何かありましたら。

○原田意匠制度企画室長 1 点目の特許のほうと同一のものは認めるべきではないかとい

うのは、同じように意匠の場合、関連意匠として認めてもいいのではないかという話ですけれども、現行の制度としては、関連意匠というのは本意匠の公報発行までということになっておりますので、基本的には冒認のものであっても公報が発行された後、出願されたものについて移転請求があったからといって、それにまた関連として追加するということは難しいのかなと思っています。

それから、2点目以降の話ですけれども、茶園先生がおっしゃるとおりに、具体的にはこちらが想定しているような話は冒認者がほとんど似たようなものを関連としてつけるということが往々にしてあるのだらうと思いますけれども、本意匠と関連意匠が、関連ということで類似するというような判断をされるということはそれなりに特徴部分というのが共通しているということで、類似という判断がされることになりますので、その場合はかなりの部分が共同出願違反ということで問うことができるのではないかと思います。ただ、茶園先生がおっしゃられました先後願の関係で、後願のものについては何か対応したらどうかという点については法定実施権とかいうような対応が可能なのかどうか引き続き検討する必要があるかなと思います。いずれにしてもこの冒認に関係する関連意匠がらみの話については、非常にレアケースというようなことがありますので、それについていろいろな場合を想定して、制度的な仕組みを複雑にするということは余り得策ではないと思っています。

○大淵委員長 先ほどの茶園委員の御趣旨というのは、多分今事務局から御説明されたのときほどは違ってなくて、常にそうではないから書き方をもうちょっと弱めてくださいという、この部分、「考え得る」というあたりにその辺が入っているのかもしれないのですが、「得る」というのは、オールウエーズではなくて、ケース・バイ・ケースという、その辺は言葉の綾に近いようなところがあるので、常にそうかというのに御疑問というのと、後の解釈論なのか、先ほどの法定実施権とか、いろいろ話はややこしいので、多分それは完全に詰め切るというよりは、こういうふう処理してさほど問題ないという説得性を増すために解釈論上、先ほど茶園委員が言われた解釈論上、問題がないふうに解釈できるのではないかという話もあり得るとか、何かそういうのを、かなり修文的な話になるかと思っています。ほかにございませんでしょうか。

○能川委員 自動車工業会ですけれども、冒認出願の救済に関しては、立場として、創作者の立場と第三者の立場があると思います。冒認するというほうは基本的にあり得ないので、創作者の立場で真の創作者に権利を戻すという今回の御趣旨は賛成です。

一方、部会の意見として第三者の場合、真の創作者が意匠出願をしている場合は、権利を取りたいという意思があるので、そこに救済として権利を戻すという現行のプラクティスは非常に理にかなっていると考えております。

一方、真の創作者が出願をすることなく、その製品を世に出した場合は、創作者自身はそのデザインについてはパブリックドメインに供するという行為をしたのですから、後からその創作者に権利を戻すというのはどう考えればいいのかというような質問、意見がございました。その辺を御検討されていればお教えいただければと思います。

○鎌田審議室長 今回の御指摘の点につきましては、特許制度小委員会における議論の中で、3点ほど議論がございました。

まず1点目は、真の権利者がみずから出願していなかった場合であったとしても、真の権利者が発明した中身については、冒認出願等に記載されて出願公開された結果として、第三者に対して当該発明を利用する機会を与え、産業の発達に寄与したという特許法の目的にかなうという評価が可能ではないかという点。

2点目は、冒認出願等に関する救済制度が設けられて移転が認められるからといって、そのことによって真の権利者がより一層自分の発明の秘匿を選択するということが増えて、結果として出願を促すという特許法の目的でもある機能が損なわれるということには必ずしもならないのではないかという点。

3点目は、当初は特許出願せずに秘匿による発明の独占を選択した場合であったとしても、冒認者によって公開されてしまった場合には、その事情変更を踏まえて、真の権利者に特許権を取得するという選択を認めることが適当ではないかという点、がございました。

今の委員の御指摘については、創作者が公開してパブリックドメインにすることを選んだ場合ということですので、その場合は冒認出願には新規性がなく、権利は取れないということになりますので、真の権利者が公開することをねらった場合ではなく、むしろ秘匿しようと思った場合の問題ではないかと考えております。

以上でございます。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。

○高部委員 冒認出願の件に関しましてはこれから増えてくると思いますので、自分の手に戻すという意味ですばらしい考え方かと思うんですが、その前にちょっと状況がわからないので御質問なのですが、冒認行為をすることをもう少し抑える方法とか、例えば出願のときにどういう関係で出願しているのかとか、チェックリストみたいなものを作るとか、

冒認に結びつかないような方策というものは何か考えられた経緯はございますでしょうか。

余り罪ではないという考え方といいますか、故意にやっているケースですけれども、冒認すること自体に余り罪の意識を持っていない方が起こしているのかなという、先ほど自動車工業会の方がおっしゃられましたように、「みずからが冒認することはないだろうけれど」という様に、冒認行為は、一般的には故意にとか悪意のある方がされるのではないかと思うんですね。そのときの罪の問題と、もう1つは、例えば弁理士さんが出願するときに、これはどういう関係でこうなるんですかというチェックリストを書くとか、そういうことができたらもっとトラブルが少なくなるのかなと感じたのですが。

○大淵委員長 冒認に関しては、今のは、多分今後の工夫みたいな話で、ここでの法制自体とはちょっと違う話だと思うんですが、先ほどのは特許のほうでも出ていましたが、冒認というのは産業スパイみたいに本当に取るというような典型的なものだけでなく、例えば共同出願違反関係だったりすると、いろいろともっと創作者の認定とかそういう話で、結果的に冒認になっているというようなものもあるので、その辺はいろいろパターンがあるところではないかと思います。

いずれにしても先ほどのは、多分法制自体というよりは、今後の冒認を減らすための工夫みたいな……。

どうぞ。

○平野委員 基本的にこの話は我々フリーランスデザイナーと企業によく出てくる話だと思います。スケッチも含めて何十案もお互いに作ったり、考えたりしています。ただし、採用されるのは1案ですという契約があったにもかかわらず、その他のスケッチや意匠の部分も外に出ていたり、そういうことは割合あるんですね。そういうのを含めて考えると、全部を意匠権を取るのかというと、これまた難しいという話で、こういうふうに明快にさせていただくと、仕事はいろんな意味で一緒にやりやすくなってくるなというのは明白だと思います。

○大淵委員長 はい、どうぞ。

○稲岡委員 日本弁理士会の稲岡です。

関連意匠に係る冒認出願の扱いですけれども、これはここのペーパーに書いてございませうこの説明でよろしいのかなということで賛成させていただきます。当初、本意匠のみが冒認された真の創作者の創作であって、関連意匠が冒認した人の創作であるような場合というふうなことを私どものほうで考えたりしたのですけれども、このペーパーに書いてご

ございますように、本意匠が冒認意匠の場合、その関連意匠もほぼ冒認意匠であることがほとんどであると考えられますので、22条の分離移転ができないよという規定をそのまま生かして、ここに書いてございますような説明でよいのではないかとと思われます。

それから、仮に関連意匠が冒認者の創作であると考えた場合は、共同出願違反ということで扱えるようですので、この御説明に賛成いたします。

以上です。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○柳生委員 知財協も賛成でございます。

今おっしゃいましたように、関連意匠についても手当てしていただいておりますので、結構かと思えます。

○大淵委員長 それでは、ありがとうございました。

ちょっと時間が押しておりますので、本項目につきましては、先ほど茶園委員のほうからより説得力を増すような若干の説明の付加みたいな関係で御意見をいただきましたが、それにつきましては、必要に応じて修正をした上で、本資料に反映していきたいと思っておりますが、その点は別として、基本的方向性については御了解を得られたというふうに御理解してよろしいでしょうか。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○大淵委員長 それでは、次にⅣの「ユーザーの利便性向上」につきまして、18ページ以下でございますが、御意見をお願いいたします。

どうぞ。

○柳生委員 知財協でございます。

権利の回復規定の見直しの部分の時期的な要件でございますが、J I P Aのメンバー、まさにユーザーの立場で申し上げますと、今回の特許法の改正の動きは重々承知した上でですけど、あえて現状の変更、特に長くしていただくには及ばないのではないかと。むしろ善意の立場で権利の満了について確認を待っている状況からいたしますと、むしろ更に緩和されるということ自体については必ずしも特許法に合わせてということでもよろしいのではないかとという意見でございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○原田意匠制度企画室長 確かに時期的なところについてはそのような御意見があるかとは思いますが、世界的なすう勢というようなところも含めて、ユーザーフレンドリーという観点から緩和の方向を進めるということで、日本が世界をリードして、ほかの国にもユーザーフレンドリーな対応を求めるような形にしていくというほうがいいのではないのでしょうか。

それから、先ほど説明いたしましたけれども、特許と意匠というのが関連して使われるということもありまして、特許のほうは回復が認められるけれども、意匠はだめというようなことも発生しますので、そこは合わせておいてほうがよろしいのではないかというような考えです。

○柳生委員 そういう点では、せっきくの機会ですので、ほかのユーザーの団体の皆さんからもちょっと御意見をちょうだいできればと思います。

○大淵委員長 どうぞ、琴寄委員。

○琴寄委員 J E I T A の琴寄ですけれども、基本的に J E I T A の中で議論したのですけれども、この改正の方向であれば救済について実態に応じて弾力的に判断、運用できるという形で理解しておりまして、導入には特に異論はございませんでした。

○大淵委員長 どうぞ。

○能川委員 自工会ですけれども、特許法と合わせるということに対して自工会の中では異議はございませんでした。

○大淵委員長 ほかに。

何か先ほど御意見を求められたような感じですが、いかがでしょうか。関係の方。

どうぞ。

○橋田委員 団体ではないのですけれども、個人デザイン事務所の個人経営においてはいろいろな事情もありまして、こういうふうにいるいろいろな今後の可能性とかいろんなことを一度にいろいろな業務をしなければいけないということもありまして、こういう期間の猶予を与えていただけるといいことだと思います。

○大淵委員長 ほかにいかがでしょうか。

○能川委員 登録料についてもよろしいですか。

○大淵委員長 IVです。

○能川委員 特許料のところなのですけれども、今回軽減ということで自工会としては非

常に歓迎しており、賛同です。

車の製品のライフサイクルと権利の存続期間がある程度リンクしているという現状の中で、自工会の中では二輪もあれば四輪もあるというところで、乗用車については4年あるいは6年、大型のトラックというのは10年とかというのがある中、御説明いただいた資料の中でも日本の登録料というのが5年を見ても、アメリカは権利期間ずっとの登録料だと思いますので、初めのほうの特許料からできれば軽減の方向で御検討いただくと非常に私どもユーザーとして使いやすいというか、活用しやすい形になるのではないかという意見が大半でした。

あと、これも特許とは違って、意匠というのは積極的にライセンスをしたり、クロスライセンスするという性質のものではないので、いわゆる累進という長く権利を持っていると登録料が上がっていくというような精度はなじまないのではないかということで、当初から登録料を低額にするということがロングライフデザインにもつながるのではないかという意見がございました。

○大淵委員長 どうぞ。

○平野委員 今回のロングライフデザインに関しての話ですが、私は、ことしのGマークのロングライフデザイン賞の審査をした立場から話させていただきたいと思います。以前のGマークのロングライフデザイン賞は10年間Gマークを受賞してから市場に売り続けているというのが規定の中にあっただけですが、ことしからその枠を外して、10年以上、Gマークを取っている、取っていないにかかわらず、市場にあって認知され、かつ、いいデザインであるということを積極的にロングライフデザイン賞というふうに言おうとしています。審査をしますと、本当にGマークを取ってなくてもある企業の1つのブランド力、要するにあの商品があるからあの企業だねというふうに認識されるのが非常に多いと思います。それが20年を超えているものの中にはあるものですから、なるだけいいデザインというのを保護するためにも11年以降の登録料というのが安くなるということは1つの企業がブランド力を本当に市場に示す、同じものを作り続けることの意義というのを示せる1つのいい機会だと思っております。

○高部委員 今年、ロングライフデザイン賞をいただいた者でございます。実際、10年前にGマークをいただきまして、そしてことしこの賞をいただきましたのですけれども、実際問題として、数年かけて市場に知っていただくというケースが多くて、そこから皆さんに認識していただいて売り上げも伸びてくるというのが現実なんですね。その間に1つ

の商品のバリエーションを展開しまして、幾つかの種類に関連意匠の登録をしています。特にグッドデザイン賞がそうですが、最初のものでそのままでなくとも、途中の段階でバリエーションも認めていただけるような仕組みもあるんですね。そういうことで我々としては長い期間皆さんに愛されるものを作っていきたいという考え方に合致をしております。特にグッドデザイン賞の場合は、5年目で、6年目から半額になったかと思います。そうしまして、10年以降は無料というような形がとられているのですけれども、私としては、現行意匠年金額が11年目から当初の4倍という金額になっていますけれども、10年目の1年をおさめれば、最後までそれでいいというような流れになってくれれば嬉しく。一方では手数料の管理も楽でいいんじゃないかなというふうに考えるのですが、いかがなものでしょうか。

○大淵委員長　どうぞ。

○原田意匠制度企画室長　確かに無料というと皆さん喜ばれるとは思いますが、権利を付与しているという観点からすると、それが権利として世の中に通用し、第三者の行為を制限することになりますので、無料というのはなかなか難しいのかなと思います。ただ、今おっしゃられたように、後年度負担というところは特許に倣ってこういう仕組みになっていると考えていますので、意匠の特性として、長く使っているほど利益をたくさん生んでいるかという、そうでないものもかなりあるのではないかと思いますので、この辺は実情に合わせたような形で引下げをすることによって、より意匠権や意匠制度が使われるようになるということが良いと思っています。

○大淵委員長　どうぞ。

○橋田委員　ロングライフで実際に商品となった商品についてはそれを登録し続ける料金の制度としてはすごく賛同します。

余裕のある大企業の場合に、成熟商品ではない意匠について、実際に商品にしないものの意匠を網の目のように張って、それを長年持ち続けてしまうという体質に対しては非常に楽にたくさん持ち続けるという、その辺がどんなふうになるかなという感じがしました。今までいっぱい持って、商品化もしないからどんどんやめていくようなところがあったのですけれども、そうじゃなくて、とりあえず全部持つておこうみたいな、そういう大企業のお金の余裕のあるところはそうなって行って、中小がどんどん余裕がなくなるようなことがないかなと、ちょっと思いました。

○原田意匠制度企画室長　料金を安くすると、その逆効果としていろいろな人が権利を多

数ずっと持ち続けることとなり、なかなか参入できなくなるのではないかという御指摘と
思いますけれども、基本的に特許と違って、その形がないと実現できないかという、意
匠の場合はそうではないと思われま。むしろ多様化ということを進めるという観点か
ら、2次利用のものではなくて、違う方面の開発を促すという面では、網の目のような
ところから離れたデザイン開発をなさ。そこのほうが商機としていろいろあるのでは
ないかというふうに持っていったほうが日本のデザインが世界でリードとしていけるよ
うなものになるのではないかと思っています。

ただ、その場合も中小企業が長く維持しているということについてのコスト負担とい
うのがありますので、コストを下げることによって新たな開発とかその原資にできるとい
うことではより効果があると思います。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

それでは、時間も押しております。ありがとうございました。

本項目の基本的な方向性については御了解を得られたものと考えますが、御異議はござ
いませ。でしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大淵委員長 それでは、本小委員会として本項目の方向性について御了解をいただけ
たものと認めます。

それでは、以上をもちまして本日の議論を終了いたしたいと思。います。

本日の資料の「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」につきまして
は、本案をもって今後パブリックコメントを開始したいと思。います。なお、パブリックコ
メントに付すに当たって、技術的な修正等々が必要になった場合につきましては、委員
長である私のほうに御一任いただければと思。いますが、皆様御異議ございませ。ん
でしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように手続を進めさせていただきます。

それでは、最後に、今後のスケジュールについて事務局より御説明をお願いいたします。

○鎌田審議室長 今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

今後、本日の資料の「特許法改正検討項目の意匠法への波及等について（案）」につきましては、パブリックコメントを行わせていただきたいと思います。

次回、第 13 回の意匠制度小委員会につきましては、パブリックコメントの後に開催する予定ですが、その具体的な開催日につきましては、委員長と御相談の上、追って御連絡いたします。

回りの委員会におきましては、パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえまして、再度御議論いただき、最終的に取りまとめていただくことを予定しております。

以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は予定をかなり超過してしまいまして恐縮ですが、以上をもちまして産業構造審議会知的財産政策部会第 12 回意匠制度小委員会を閉会いたします。

本日も長時間御熱心に御審議いただきましてどうもありがとうございました。

閉 会

以上

- <この記事に関する問い合わせ先>
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2118
 - FAX：03-3501-0624
- E-mail：[お問い合わせフォーム](#)